

## 京都市告示第179号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路（昭和40年5月18日、第1442号）の指定を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成28年6月9日

京都市長 門川大作

### 1 承認事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第5952号	平成 28.6.3	メートル  4.00	メートル  46.70	京都市山科区大宅烏 井脇町12-1の一部 、12-4の一部	澤野井 清麿

### 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）